

役員を選任規定（案）に関するご意見・ご提案

役員を選任規定に関するご意見・ご提案がございましたら、下記までお送りください。

《提案理由》

現役員は、平成27年4月より3年間の任期であることから、新役員を平成29年12月の総会の議決により決定する必要がある。

《選任手続》

- 1) 選考委員会方式を採用する。
- 2) 選考委員会の委員定員は10名とし、そのうち、5名は現理事とする。残りの5名については、会員の属する職種等の構成を参酌し、保護観察官・保護司・BBS会員・大学関係者・その他の5領域から各1名を充てる。
- 3) 選考委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4) 理事候補者の選出にあたっては、委員長が指名した幹事委員3名を中心とし、以下の手順を進める。
 - ① 理事候補者名簿を作成する（平成29年6月の理事会で承認を得る）
 - ② 選考委員会を開催し名簿を確定する（29年の大会初日の午前中）
 - ③ 同日の理事会で審議後、総会に提案して理事候補者の承認を得る
- 5) 本年の第4回大会総会において規定（案）を報告し、合わせてHPでも公告の上、意見を徴して次回平成28年大会総会で議決し、選考委員会を設置する。同日、選考委員についても承認を求める。
- 6) 以上の日程で手続を進めるためには、平成28年6月の理事会にて選考委員の選定が必要である。

《ご意見・ご提案について》

以下①から⑤を記載の上、送り先に「更生保護学会役員選任について」と件名を明記してメール又はファックスにてご意見等をお寄せください。

- ①氏名
- ②会員番号
- ③職業（職名：保護観察官、保護司、教員など）
- ④メールアドレスなどの連絡先
- ⑤意見は1000字以内でお願いします。

《送り先》

生島 浩

福島大学大学院人間発達文化研究科・学校臨床心理専攻

住所：〒960-1296 福島市金谷川1番地

ファックス：024-548-5172

e-mail:shojima@educ.fukushima-u.ac.jp